

○河北郡市広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

制定 平成18年2月23日 条例第2号
改正 平成19年3月1日 条例第6号
平成22年2月26日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は条例に別に定めるものを除き、河北郡市広域事務組合特別職の職員で非常勤の者（理事長、理事並びに議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬は、別表第1に定めるところによる。ただし、特別職の職員が、構成市町の一般職の職員であるときは、報酬を支給しない。

2 別表に掲げる者以外の特別職の職員に対する報酬の額は、理事長が任命権者と協議して、その都度定める。

(報酬の支給の方法)

第3条 日額で定める報酬にあつては、勤務をした日に支給する。

2 月額で定める報酬にあつては、当該月の分を翌月の末日までに支給する。

3 前項の場合において、月の途中で特別職の職員の任用又は退職等身分の変更があつた場合には、当該変更のあつた月に係る分を日割り計算することとする。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が委員会等に出席したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、特別職の職員が、構成市町の一般職の職員であるときは、費用弁償を支給しない。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表第2に定めるところによる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月1日条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月26日条例第3号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種 別	報 酬
公平委員会委員	6,000円（日額）
識見を有する者の中から選任された監査委員	8,000円（日額）
議会議員の中から選任された監査委員	7,000円（日額）
ごみ処理等対策促進協議会委員	5,500円（日額）
公務災害補償等認定委員会委員	5,500円（日額）
公務災害補償等審査会委員	5,500円（日額）
情報公開審査会委員（個人情報保護審査会委員）	5,500円（日額）

別表第2（第4条関係）

区 分	費用弁償の額
委員会等に出席したとき	1回1,500円
公務のため旅行したとき	津幡町職員の旅費に関する条例（昭和35年津幡町条例第9号）に規定する町長の旅費相当額